

令和 6 年 11 月 28 日

再生債権者 各位

再生債務者株式会社ガイア
代表取締役 大山 努
代理人弁護士 岡野 真也
同 諸橋 隆章
同 吉田 勉
同 小野 健晴
同 原 大二郎
同 藤浪 努
同 永井 脩也
同復代理人 橋田 征憲

再生計画案認可決定のお知らせ

謹啓

向寒の候、債権者各位におかれましては益々ご清栄のことと存じ上げます。

平素は、再生債務者の再生手続に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、早速ながら、再生債務者が提出した令和 6 年 8 月 30 日付（同年 9 月 24 日修正）再生計画案は、同年 11 月 27 日、東京地方裁判所民事第 20 部第 103 号債権者集会室にて開催された債権者集会において、お陰様をもちまして、法定多数（議決権者様総数 127 名、投票議決権者数 127 名、賛成議決権者様数 125 名、賛成議決権割合 99.83%）のご同意を賜り、可決の運びとなりました。ここにあらためて御礼申し上げますとともに、可決されました同計画案は、添付のとおり、即日、東京地方裁判所民事第 20 部より認可決定されましたので、併せこの旨取り急ぎご報告申し上げます。

今回認可決定されました再生計画案の官報公告は、令和 6 年 12 月上旬乃至中旬ころの予定であり、同公告後 2 週間の経過を以て前記認可決定が確定致します。

つきましては、同認可決定確定後、速やかに、スポンサーとのスポンサー契約のクロージングを実行の上、令和 7 年 2 月中を目処として、まずは、上記再生計画案に基づく基本弁済を銀行振込により行わせて頂きたい、別紙返信用紙に指定お振込先銀行口座等必要事項をご記載の上、同別紙記載の送付先宛郵送、FAX 若しくは E-mail にてご返信いただければと存じます。

あらためまして、これまでの皆様のひとかたならぬご支援・ご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも、本再生手続の遂行にご理解・ご協力賜りたく、引き続き何卒宜しくお願い申し上げます。

以上、取り急ぎ、要用のみにて失礼申し上げます。

謹白

(別紙)

令和6年 月 日

再生債務者株式会社ガイア 御中
返送先住所：〒103-8451 東京都中央区日本橋横山町7番18号
ガイアグループ再生対策室 宛

FAX：03-5642-8869

E-mail：メールでの返信の際は、送付されたメールアドレスへの返信をお願いします。

債権者様所在地

債権者様ご芳名

代表者様名

〈ご担当者様名〉

〈ご担当者様 電話番号/E-mail address〉

株式会社ガイアの再生計画案に基づく弁済につきましては、下記銀行振込口座までお振込下さい。

銀行・支店名

口座の種類・番号

フリガナ

口座名義

〈以下余白〉

令和 5 年（再）第 52 号、第 53 号、第 54 号、第 56 号

第 57 号、第 58 号

再生手続開始申立事件

令和 6 年 8 月 22 日

東京地方裁判所民事第 20 部 御中

監督委員 弁護士 永沢 徹 先生

債権者説明会に関する報告書

再生債務者 株式会社ガイア

同 株式会社ガイア・ビルド

同 株式会社ユナイテッドエージェンシー

同 株式会社ジャバ

同 株式会社MG

同 株式会社MG建設

上記申立代理人 弁護士 岡野 真也

同 弁護士 諸橋 隆章

同 弁護士 吉田 勉

同 弁護士 小野 健晴

同 弁護士 原 大二郎



同

弁護士 藤浪

努



同

弁護士 永井

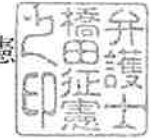
脩也



同復代理人

弁護士 橋田

征憲



日 時：令和 6 年 8 月 19 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分

場 所：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-3-4

ビジョンセンター東京八重洲

出 席 者：

再 生 債 務 者

株式会社ガイア

株式会社ユナイテッドエージェンシー

株式会社MG

上記三社代表取締役 大山努

株式会社ガイア・ビルド

代表取締役 三木誠

株式会社ジャバ

代表取締役 真田剛志

株式会社MG建設

代表取締役 進藤太郎

株式会社ガイア

財務経理部 中村克巳

財務経理部 高橋義隆

財務経理部 窪田雅章

代 理 人

弁護士 岡野真也、弁護士 諸橋隆章、

弁護士 吉田勉、弁護士 小野健晴、

弁護士 原大二郎、弁護士 永井脩也、
弁護士 橋田征憲
監 督 委 員 弁護士 永沢徹
監督委員補助者 公認会計士 杉本茂、公認会計士 林健二、
弁護士 堀江良太

参加債権者数：１２０名（８１企業・団体）

配 付 資 料：別添のとおり

第１ 開会の辞

定刻、再生債務者代理人弁護士永井脩也が司会に就き、債権者説明会を開会する旨宣言し、出席者の紹介を行った。

第２ 代表者陳謝

株式会社ガイア、株式会社ユナイテッドエージェンシー、及び株式会社MG代表取締役大山努は、再生債務者グループの代表者として陳謝するとともに、本日の債権者説明会開催の趣旨に関する説明を行った。

第３ 再生手続の進捗状況、再生計画案の概要、スケジュール等の説明

再生債務者代理人弁護士岡野真也は、式次第３「再生手続の進捗状況並びに再生計画案の概要に関するご説明」、式次第４「今後の想定スケジュールに関するご説明」として、添付資料２「再生手続の進捗状況並びに再生計画案の概要等に関するご説明について」を用いながら、以下の通り説明を行った。

1. 皆様には既にご案内のとおり、ガイアグループは、本再生手続開始申立に先立ち、Ｊトラスト株式会社（以下「Ｊトラスト」という。）との間で、Ｊトラスト、その関連法人又はそのパートナー企業がガイアグループ及びトポスに対してスポンサー支援を行うことに関する

る基本合意書（以下「本基本合意書」という。）を締結の上、本再生
手続開始決定以降、DIP ファイナンスとして、約 60 億円の金融支援
をいただくとともに、J トラスト代表取締役藤澤社長自ら毎週来社さ
れ、J トラストサイド、ガイアサイド双方からなるチームを組んで業
務改善、業績改善のためのプロジェクトを進めるなど、スポンサー
候補として物的のみならず、人的及び精神面を含めた多方面での支
援をいただいていた。このように、前回、前々回説明会でもご報告
したとおり、J トラストとは変わらず良好かつ深い関係を維持してい
る。

ところで、本基本合意書においては、J トラストのみを最終的かつ
確定的なスポンサーとして合意したのではなく、「J トラスト、同
社の関係会社又は同社の指定するパートナー企業」を「スポンサー
候補」とする旨の合意に留まっているが、このような合意となった
背景としては、これも従来からご説明のとおり、上場会社である J ト
ラスト及び同社の連結子会社が、パチンコホール事業を営むガイア
グループのスポンサーとなることにつき、東京証券取引所が設ける
基準に適合しない可能性があったという事情がある。

そのようなところから、本基本合意書においては、J トラストが、
ガイアグループの再生手続中、必要な資金援助をしつつも、最終的
には、同社が指定する受皿をスポンサーとすることを想定しており、
この点は、本再生手続申立後まもなく開催した債権者説明会におい
てもご説明申し上げていたところである。

以上のとおりの前提の下、J トラストとの間で協議を重ねてきた結
果、今般、ガイアグループの最終的なスポンサーとして、株式会社オ
ーシャンセブン（以下「オーシャンセブン」という。）が選定される
見込みとなった。

オーシャンセブンは、ガイアグループのスポンサーとなることの

みを目的として用意された受皿法人である。その資本構成等の詳細については、この場で事細かに申し上げることは現段階においては差し控えさせていただくこととするが、本基本合意書に基づき、上場会社である J トラストが指定した会社であり、かつ、藤澤社長も資金を拠出している会社であって、再生計画の履行可能性、今後の継続的ご支援について皆様には十分ご安心いただける受皿である、ということ強調しておきたい。

なお、オーシャンセブンの会社情報については、この後、J トラストが行う適時開示の中で開示されるものと聞いている。

また、ガイアグループのうち、ガイア・ビルド（以下「ビルド」という。）のみ、最終スポンサーについて、オーシャンセブンにおいて別途藤澤信義氏個人を再指定する予定である。

この点、ビルドのみ藤澤氏個人がスポンサーとなる理由は、ざっくりと申し上げれば、建設事業を営むビルドの支援につき、組織再編等含め柔軟かつ機動的に対応するためであるにご理解いただきたい。

2. 具体的なスポンサー契約の概要及び支援内容は次のとおりである。
 - ・ 基本的なスポンサー支援スキームは、従前ご説明のとおり、100 パーセント減増資であり、具体的には、ガイアグループは、再生計画認可決定確定後、同計画に基づき、発行済株式全部を無償で取得した上、その全部を消却するとともに、資本金の額全てを減少させ、スポンサーを割当先として増資を実行するスキームを想定している。
 - ・ 次に、資金的支援である。すなわち、スポンサーとは、以下の資金的支援をいただくことをスポンサー契約上合意しており、具体的には、①100 パーセント減増資に伴う払込、②再生債権に対する弁済、別除権に対する弁済等に要する資金総額から当該払込金額を除いた金額の貸付、③既存 DIP ファイナンスの借換、④再生計画認

可決定確定前及び確定後における事業遂行に必要な資金、民事再生法第 85 条第 5 項に定める少額債権の弁済、及び⑤その他事業継続に必要な不可欠な資金等の貸付による支援の他、

- ・ 現状に比しより有利な金利や手数料で取引が可能なリース会社等の紹介
- ・ 再生債務者グループの事業の維持・運営に必要な人材の支援、等幅広い支援をいただくことを想定している。
- ・ 再生債権に対する弁済については、上記スポンサーから支援される資金を原資として、再生債権の内、100 万円以下の部分に対しては 100%、100 万円を超過する部分に対しては、配付資料記載のと通りの各社の弁済率を乗じた弁済を行う予定である。
- ・ 弁済率は、財務アドバイザーである EY にて、各社の事業価値算定を行い、これを前提として算出された数値をベースに、スポンサーと交渉を重ねた結果、確定したものである。

すなわち、事業価値については、上限値、中央値、下限値といったレンジをもって算出されているものであるが、弁済額の極大化を図るべく、スポンサーとの交渉を重ねた結果、最終的に、事業価値評価額の上限値を上回る弁済率を実現できる数値をもって、スポンサーより了承いただいた。

- ・ なお、ガイアグループ各社においては、互いに債権債務を有するところから、同グループ各社は他のグループ会社から再生債権の弁済を受ける立場にあり、当該受領額は、再生債権者各位への弁済原資として、追加弁済を行うことも想定された。しかし、他のグループ会社から再生債権の弁済を受ける度に、追加弁済を行うこととすると、多数回の追加弁済を行わざるを得なくなり、迂遠かつ手続きも煩雑となる上、弁済にも費用を要することとなる。そこで、このような手間暇、時間、経済的浪費を回避すべく、本計画においては、

他のグループ会社から受けるべき再生債権に対する弁済額を当初から弁済原資に加算した上でグループ各社の弁済率を算出することで、再生債権者の皆様への弁済については追加弁済なくして、1回限りにて完結することができる計画とした。

3. 別除権者様との協議については、皆様のご理解、ご協力を得て、お陰様にて、現状、多くの別除権者様との間で、協定の締結を完了するに至っているところであり、協定の締結が完了していない別除権者様についても、営業継続を前提とする店舗不動産にかかる別除権については評価相当額による分割弁済、営業継続を前提としない店舗不動産にかかる別除権については売却による弁済、車両にかかる別除権については約定弁済の継続、遊技機、島設備その他設備にかかる別除権については評価額による一括弁済、という別除権の基本的な処理方針については、概ね同意いただいているところである。

4. 債権査定に関しては、前回ご説明会でご報告したとおり、一部の債権者様から、再生債権額を確定するための債権査定の申立がなされており、これについては、現状、粛々と対応している。

多くの債権者様との間では、和解等、最終的な方向性が定まるに至っており、引き続き再生債権額の早期確定に向け、しかるべく力を尽くして参る所存である。

なお、スポンサーとの関係においては、各債権査定手続における結果に応じて必要となる資金については、認可決定確定後における事業継続に必要な資金として貸付いただくことを予定しており、同査定手続の帰趨により、再生計画案の遂行に支障が生じることはない、ということを示し添える。

5. スポンサー支援にあたって、今後、MG建設を消滅会社、ジャバを存続会社とする吸収合併を行うことを予定している。

かかる吸収合併の目的は、タックスプラン等を勘案した上での再生

債権弁済原資の極大化である。

時期としては再生計画認可決定確定後、ジャバにおける本払込（100%減増資）実施前を想定している。

その前提となる会社法上の手続として、遅くとも令和6年9月以降、公告等の債権者保護手続に着手する予定である。

MG建設の権利義務は法律上、当然にジャバに承継されることから、MG建設の再生債権者に対する弁済には何らの支障はない。

なお、上記合併ができなかった場合、スポンサー契約上のクロージング条件を充足せず、支援実行がなされなくなるため、再生計画案の円滑な遂行の観点からのご理解を賜りたい。

6. 今後のスケジュールにつき、この後、監督委員により再生計画案に対する意見書が裁判所宛提出され、同計画案は付議に足りる旨の意見が表明され、裁判所においても特に問題ないと判断した場合、令和6年9月上旬ころには、同計画案についての付議決定がなされる見込みであり、その時点で再生債権者様に議決票等を発送する予定である。債権者集会での議決権行使も可能であるが、当日、交通渋滞や鉄道の事故等不測の事態が起こる可能性があるので、事前にご投票いただきたい。

第4 監督委員ご挨拶

監督委員弁護士永沢徹より、民事再生手続において監督委員は、裁判所に代わり、あるいは裁判所とともに、手続全般が公平公正に進められるよう監督する立場であることが説明され、引き続き適正に監督を進めていく旨挨拶を行った。

第5 質疑応答

池田泉州銀行 イザワ様

(質問)

今年8月の初旬、代理人弁護士より、敷金保証金に設定されている質権担保の解除を依頼する書面をいただいているが、この担保解除の件について、スケジュール等を教えていただきたい。

弁護士 岡野真也

(回答)

個別案件になると思われるので、具体的な内容、担保解除にあたっての個別の条件等については、別途協議させていただくが、それぞれの物件につき、担当弁護士を付けているので捕捉があればしてもらう。

弁護士 永井脩也

(回答)

再生計画の認可決定が出るまで、できれば、一定の方針を固めたいと思っており、詳細については個別にご相談させていただきたい。

DMM ウエハラ様

(質問)

オーシャンセブンという受皿会社だが、当該会社の資本構成等の詳細について、今後、どのような形で開示があるか、教えていただきたい。

弁護士 岡野真也

(回答)

まず、この場で、詳細をご説明することは差し控えたい。この後、Jトラストより、適時開示が出されることとなっており、当該適時開示にて、本店所在地、代表者、事業内容、資本金、設立年月日といった情報は開示されるものと思料される。

J トラストとの資本関係はないものの、基本合意書に基づき J トラストが指定した会社であり、かつ、藤澤社長も資金を拠出している会社であるのご認識いただきたい、という説明が現段階における最大限の説明とご理解いただきたい。

ガイア店舗賃貸人代理人 セト様

(質問)

- 1 店舗不動産につき、営業継続をするか否かは、いつ頃決まるのか。
- 2 店舗不動産につき、営業継続する場合、賃料は、権利変更の対象とならない商取引債権に含まれるか。

弁護士 岡野真也

(回答)

- 1 営業継続するかという方針自体は、既にほとんど全ての店舗不動産において決まっているものと認識している。
- 2 今後、営業継続する店舗不動産について発生する賃料は、権利変更することなく、支払っていく予定である。

足利銀行 様

質問ではなく、要望だが、稟議の兼ね合いもあるため、裁判所より付議決定が出た時点で、再生計画案をメールにて、送付いただきたい。

弁護士 岡野真也

(回答)

承知致した。

第 6 閉会の辞

以上のとおり、債権者に対する説明及び質疑応答を行った上、再生債務者代理人弁護士永井脩也は、式次第 7「閉会の辞」として、午後 3 時 10 分、本説明会の閉会を宣言した。

以上

添付資料

- 1 式次第
- 2 再生手続の進捗状況並びに再生計画案の概要等に関する
ご説明について

令和 6 年 8 月 19 日

株式会社ガイア及びグループ会社 5 社
債権者様ご説明会 式次第

- 1 開会の辞
- 2 代表者ら陳謝
- 3 再生手続の進捗状況並びに再生計画案の概要に関するご説明
- 4 今後の想定スケジュールのご説明
- 5 監督委員ご挨拶
- 6 質疑応答
- 7 閉会の辞

配付資料

再生手続の進捗状況並びに再生計画案の概要等に関するご説明について

令和 6 年 8 月 19 日

再生債権者 各位

再生手続の進捗状況並びに再生計画案の概要等に関するご説明について

再生債務者	株式会社ガイア
同	株式会社MG
同	株式会社ビルド
同	株式会社MG建設
同	株式会社ユニテッドエージェンシー
同	株式会社ジャバ
上記申立代理人	弁護士 岡野 真也
同	弁護士 諸橋 隆章
同	弁護士 吉田 勉
同	弁護士 小野 健晴
同	弁護士 原 大二郎
同	弁護士 藤浪 努
同	弁護士 高木 裕介
同	弁護士 永井 脩也
同復代理人	弁護士 橋田 征憲

株式会社ガイア（以下「ガイア」といいます。）、株式会社MG（以下「MG」といいます。）、株式会社ガイア・ビルド（以下「ビルド」といいます。）、株式会社MG建設（以下「MG建設」といいます。）、株式会社ユニテッドエージェンシー（以下「UA」といいます。）、株式会社ジャバ（以下「ジャバ」といい、これら 6 社を総称して、以下「ガイアグループ」といいます。）の再生手続の進捗状況並びに再生計画案の概要等に関し、以下のとおりご説明、ご報告申し上げます。

なお、ガイアグループ関連会社である株式会社トボスエンタープライズ（以下「トボス」といいます。）の再生計画案につきましては、去る令和 6 年 7 月 24 日開催の債権者集会において、債権者の皆様の圧倒的多数のご賛成により可決され、同日付にて、東京地方裁判所民事第 20 部より、同計画案を認可する旨の決定をいただいておりますので、この旨を念ご報告申し上げますとともに、本日のご説明、ご報告の対象には含まれないこと予めご了承下さい。

第1 スポンサーの選定状況

1. 皆様には既にご案内のとおり、ガイアグループは、本再生手続開始申立に先立ち、Jトラスト株式会社（以下「Jトラスト」といいます。）との間で、Jトラスト、その関連法人又はそのパートナー企業がガイアグループ及びトポスに対してスポンサー支援を行うことに関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結の上、再生手続開始決定以降、今日に至るまでスポンサー支援にかかる協議を継続して参りました。

2. 前記のとおり、本基本合意書においては、Jトラストのみを最終的かつ確定的なスポンサーとして合意したのではなく、「Jトラスト、同社の関係会社又は同社の指定するパートナー企業」を「スポンサー候補」とする旨の合意に留まっております。

このような合意となった背景としては、上場会社であるJトラスト及び同社の連結子会社が、パチンコホール事業を営むガイアグループのスポンサーとなることにつき、東京証券取引所が設ける基準に適合しない可能性があったという事情がございます。

そのようなところから、本基本合意書においては、Jトラストが、ガイアグループの再生手続中、必要な資金援助をしつつも、最終的には、同社が指定する受皿をスポンサーとすることを想定しており、この点は、本再生手続申立後まもなく開催した債権者説明会においてもご説明申し上げていたところでございます。

3. 以上のとおりの前提の下、Jトラストとの間で協議を重ねてきた結果、今般、ガイアグループの最終的なスポンサーとして、株式会社オーシャンセブン（以下「オーシャンセブン」といいます。）が選定される見込みであり、ビルドの最終スポンサーについては、オーシャンセブンにおいて別途藤澤信義氏（以下「藤澤氏」といい、オーシャンセブンと藤澤氏を総称して、以下「本スポンサー」といいます。）個人を再指定する見込みとなっております。この点、ビルドのみ藤澤氏個人がスポンサーとなるのは、同社の財務・税務状況、その他の経営環境に鑑み、再生計画に基づく支援実行後、組織再編等を行う可能性があり、そのような組織再編等に当たって機動的かつ柔軟な対応をより行い易くするためとの理由によります。

なお、当然のことながら、オーシャンセブン及び藤澤氏個人のいずれについても、後述のスポンサー支援を実行するに足りる十分な資金力があること、反社会的勢力等との関係がないこと等スポンサーとしての適格性を確認しております。

第2 スポンサー支援及び再生計画案の概要

1. はじめに

現在、ガイアグループが本スポンサーと締結を予定しているスポンサー契約に基づく支援の骨子は以下のとおりです。

ガイアグループは計6社からなり、前述のとおり、ビルドのみ他のガイアグループ会社と形式的にはスポンサーが異なりますが、スポンサー契約並びにこれにもとづく支援の骨子はいずれも共通しております。

2. スポンサー契約の概要及び支援内容について

(1) 100パーセント減増資

ガイアグループは、再生計画認可決定確定後、同計画に基づき、発行済株式全部を無償で取得した上、その全部を消却するとともに、資本金の額全てを減少させ、本スポンサーを割当先として増資を実行致します。

(2) 資金的支援

- ① (1)で述べたところの再生計画案に基づく100%減増資手続による株式払込み(以下「本払込」といいます。なお、後述のとおり、MG建設については、再生計画認可決定確定後、速やかにジャバと合併することを予定しております故、MG建設に対する本払込は想定しておりません。)
- ② 後記3(1)の弁済に要する資金総額から上記①の本払込金額を除いた金額の貸付(以下「本貸付」といいます。)
- ③ 既存DIPファイナンスの借り換え対応
- ④ 再生計画認可決定確定前における再生手続中の事業遂行に必要な事業資金、民事再生法第85条第5項に定める少額債権の弁済、及び事業継続に必要不可欠な資金の貸付
- ⑤ 再生計画認可決定確定後における事業継続に必要不可欠な資金の貸付

(3) その他支援

- ① 現状に比しより有利な金利や手数料であるリース会社等の紹介
- ② ガイアグループの事業の維持・運営に必要な人材の支援等

3. スポンサー契約を前提とする再生計画案の概要について

(1) 弁済に関する基本方針

本払込及び本貸付を主たる原資として、再生計画認可決定確定後、同計画にて定める日に、以下の①ないし③の弁済のうち、ガイアについては①ないし③の弁済、ジャバ、MG建設及びビルドについては①の弁済、MGについては①及び②の弁済、UAについては①及び③の弁済を行うことを予定しております。

- ① 再生債権の内、100万円以下の部分に対しては100%、100万円を超過する部分に対しては以下のとおりの弁済率を乗じた弁済

*100万円を超過する部分に対する弁済率

ガイア：6.3% MG：1.5% ビルド：1.5% MG建設：1.5%

ジャバ：19.2% UA：3.5%

- ② 別除権協定等に基づく別除権に対する弁済で、再生計画認可決定確定後に一括して行うことが予定されている弁済
- ③ 別除権協定等に基づく別除権に対する弁済で、再生計画認可決定確定後に分割して行うことが予定されている弁済の内、初回の弁済

なお、ガイアグループ各社においては、互いに債権債務を有するところから、同グループ各社は他のグループ会社から再生債権の弁済を受けることとなり、かかる弁済は、これを受領するグループ各社の再生債権に対する追加弁済原資となりうるところ、当該金額については当初からこれを弁済原資に加算した上で上記①記載のグ

ループ各社の弁済率を算出しておりますので、再生債権者の皆様への弁済については追加弁済なくして、1回限りにて完結することが出来る計画としております。

(2) 商取引債権、未確定債権、停止条件付債権、別除権付債権の取り扱いについて

- ア 事業継続に必要な商取引債権については、事業価値の毀損を避けるべく、当初約定通り全額の弁済を行っているため、権利変更の対象には含めないものと致します。
- イ 債権査定申立の対象となっている未確定債権については、債権査定手続、和解等を通じて確定した再生債権額に対して、前記(1)の弁済を行うことを想定しております。
- ウ 敷金返還請求権などの停止条件付債権については、条件が成就した時点において控除されるべき費用（原状回復請求権など）や、民事再生法 92 条 3 項に基づき共益債権とされる金額を控除した残額につき、再生債権として取り扱い、当該金額に対して前記(1)の弁済を行います。
- エ 別除権付債権については、別除権協定の締結、担保処分（別除権対象物件の換価処分）による弁済、担保権消滅請求等を通じて、確定した不足額について、前記(1)の弁済対象と致します。

第 3 別除権者各位との協議状況

ガイアグループのうち、ガイア、MG及びUAは、不動産、車両、遊技機、島設備その他設備を対象とした担保権を負担しており、これらの権利を有する別除権者様との間において、別除権協定締結に向けた協議を進めておりますことは前回ご説明会においてもご報告、ご説明申し上げたところでありますが、お陰様にて、現状、多くの別除権者様との間で、協定の締結を完了するに至っております。

かかる別除権の取扱いにつきましては、これも前回ご説明会で申し上げたとおり、本スポンサーとの間の事前の協議、調整に基づき、①営業継続を前提とする店舗不動産にかかる別除権については評価相当額による分割弁済、②営業継続を前提としない店舗不動産にかかる別除権については売却による弁済、③車両にかかる別除権については約定弁済の継続、④遊技機、島設備その他設備にかかる別除権については評価額による一括弁済、を基本的な方針としております。

協定の締結には至っていない別除権者様からも、上記方針自体に関しては大筋でのご理解を頂いているものと認識しており、引き続き本スポンサーが承諾し得る条件にて協定を締結すべく、別除権者様との協議を進めて参ります。

第 4 債権査定手続について

一部の債権者様から、債権認否書において否認した再生債権の内、割賦売買代金債権、連帯保証に係る求償債権、契約解除に伴う違約金請求等につき、再生債権額を確定するための債権査定の申立がなされていることにつきましては前回ご説明会でもご報告申し上げたと

おります。

これらにつきましては、同手続内において主張立証を継続しておりますが、並行して、個別の内容に応じて、和解、あるいは査定申立を取り下げ頂く等の協議も鋭意進めており、相当数の債権者様との間では最終的な方向性が定まりつつある状況でございますので、今後もしかるべき再生債権額の早期確定に向け尽力して参る所存です。なお、本スポンサーとの関係においては、各債権査定手続における結果に応じて必要となる資金については、認可決定確定後における事業継続に必要な資金として貸付いただくことを予定しておりますので、同査定手続の帰趨により、本件再生計画案の遂行に支障が生じるものではないと判断しております。

第5 その他の事項及び想定スケジュール

1. ジャバ、MG建設の組織再編

タックスプランも考慮した上で弁済原資の極大化を図る観点から、ジャバとMG建設との間で、再生計画認可決定確定後、ジャバにおける本払込（100%減増資）実施前に、MG建設を消滅会社、ジャバを存続会社とする吸収合併を行うことを予定しており、その前提となる会社法上の手続として、遅くとも令和6年9月以降、公告等の債権者保護手続に着手することを予定しております。

2. 想定スケジュール

ガイアグループに関し、再生債権者の皆様より再生計画案に対するご賛成を賜り可決された場合に想定される今後のスケジュールは次のとおりです。

令和6年8月30日	再生計画案提出
9月上旬	付議決定
10月下旬	債権者集会、再生計画案認可決定
11月下旬	認可決定確定
12月下旬以降	別除権弁済開始 再生債権者様に対する弁済の実施

第6 結語

現状における本再生手続の進捗状況、再生計画案の概要、今後のスケジュール等につき、以上のとおりご報告、ご説明申し上げます。

再生債権者の皆様には、本申立により多大なるご迷惑、ご心配をお掛けしておりますこと、あらためて深くお詫び申し上げます。

皆様へのご弁済の極大化を図ることが出来ますよう、引き続き最大限の努力を尽くして参りますので、皆様におかれましては、引き続き、本再生手続に対する格別なるご支援、ご協力を賜れますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上